

イオル考

松名 隆

An Essay on 'Iwor'

Takashi MATSUNA

要旨：本稿は、イオル(iwor)¹というアイヌ語について、その意味するものを先ず文献的に辿り、さらにそれが今日の私たちに提起する問題を、二風谷ダム訴訟を提起した故・萱野茂氏（2006年逝去）と故・貝澤正氏（1992年逝去）（以下敬称略）の言説を踏まえながら考察したものである。最初にイオルの概念について、アイヌーカムイという対照概念が示すアイヌの世界観を踏まえて、その意味を諸文献の検討から確認し、次に、北海道におけるイオル解体の歴史的検討を行い、それと関わる二風谷ダム裁判判決において認定されたアイヌの文化享有権について、イオルの視点からその問題点を指摘し、さらに上記のお二人が遺した言説を取り上げつつ、イオルの新しいあり方についての筆者の提言を表明する。

キーワード：アイヌ カムイ イオル 文化享有権 精神文化と生活文化
文化の総体性

1. アイヌの世界観とイオル

1. 1 アイヌとカムイ

アイヌ語でアイヌ(aynu)とは<人間>を意味する語であるが、それは人間以外の存在であるカムイ(kamuy)と対なる関係をもった語であると考えられている。中川裕（1997）は、次のようにこの関係を語っている。

かつてのアイヌ人にとって、この世界は二種類の精神的存在によって構成されていると考えられていた。ひとつはアイヌ＝「人間」であり、もうひとつがカムイと呼ばれるものである。このカムイという言葉はひとことで言えば、「人間にない力を持ったものすべて」を指す言葉である。たとえばスゞメ（アマメチカッポ→萱野、アマメチリカムイ→知里）²やカラス（パシクル→萱野、シラリワクカムイ→知里）などの鳥たちは、空を飛ぶという人間にはできないことができる。クマ（キムンカムイ→萱野）やキツネ（チロンヌブ、ケマコシネカムイ→萱野）などのけものたちは、毛皮や肉という人間には作れないものを、自分の手で作り出して身にまとっている。樹木は木材を作り出し、あるいはその

内皮を服を織るための繊維の原料として人間のために提供してくれ、山菜たちはまたその根や茎や葉を食料として与えてくれる。

こうしたものがカムイと呼ばれるものである。(中略)

生物ばかりでなく、火(アペフチカムイ→萱野)や雷(カンナカムイ→萱野)などの自然現象もまたカムイであり、精神を持つものとして考えられている。山(ヌプリ→萱野)や川(ペツ→萱野)、風(ニタイカラペ→萱野)、太陽(トカプチュプカムイ→萱野)などもカムイだし、天然痘(パヨカカムイ→萱野)のような病気や飢饉(ケムラムカムイ→萱野)のような災いでさえカムイと考えられている。(pp.23-24)

このように、アイヌにとってのカムイとは、生命体、非生命体を問わず、人間をとりまく自然一般を示すものあり、それを人間と同じ精神的存在として認識することによって、絶対者としての一神教における「神」とは異なったものとして考えられている。これは、C. ハミルトン(1993)が紹介する次のようなネイティブ・アメリカンの言説とも相通じるものである。

われわれヒダツツァ族は、この世とこの世にあるすべての物は、生命と霊を持っていると信じていた。こうした諸霊への信仰と崇拝が、われわれの宗教を創った。

父は、私にこう説明した。

「この世におけるあらゆる物は、魂とか霊を持っている。天には天の心霊、雲には雲の心霊、太陽も月も動物も、木も草も水も石もあらゆるものに霊がある。これらの霊こそわれらの神だ。われわれが神に祈り、供物をささげるのも、必要に応じて、神の助けを求めたいからだ。」

われわれは白人が考えているように、ひとつの大御霊だけを信じてはいなかった。神々によって力の差があると信じていた。(p.123)

アイヌやネイティブ・アメリカンが、生物ばかりではなく非生命体をも、たんなる物体としてではなく、なんらかの精神をもつ存在として捉えていたからこそ、人間の精神(認識)の表出である言語を媒介として、それらと人間との間のコミュニケーションが可能であると考えたことはなんら不思議なことではない。それよりも重要なことは、かれらとその周りの身近な自然全体が精神的・物質的生活全般のなかで、いかに密接に結びついていたかということである。では、アイヌにとっての自然であるカムイと、本稿のテーマであるイオルとはどのような意味的連関を有するのであろうか。

1. 2 『アイヌ神謡集』と『地名アイヌ語小辞典』に描かれたイオル

知里幸恵（1903－1922）と弟の言語学者・知里真志保（1909－1961）は、自らアイヌ民族の血と伝統文化を受け継ぎ発展させたものとして、いずれも偉大なる足跡を遺しているが、19歳で夭折した姉・幸恵の遺作『アイヌ神謡集』（1923）の序文では、かつてのイオルの姿を彷彿とさせるような美しい文章が綴られている。

其の昔此の廣い北海道は、私たちの先祖の自由の天地でありました。天真爛漫な稚児の様に、美しい大自然に抱擁されてのんびりと楽しく生活していた彼等は、真に自然の寵児、何と云ふ幸福な人だちであつたでせう。

冬の陸には・・・山又山をふみ越えて熊を狩り、夏の海には・・・木の葉の様な小舟を浮べてひねもす魚を漁り、花咲く春は・・・露とり蓬摘み、紅葉の秋は・・・宵まで鮭とる篝も消え、・・・円かな月に夢を結ぶ。嗚呼何といふ楽しい生活でせう。

ここには、幸恵の太古の昔へと馳せる文学的想像力が如何なく発揮されているが、それはたんなる空想の産物ではなかったはずである。というのは、弟・真志保の『地名アイヌ語小辞典』（1956）において、彼はイオルを次のように規定しているのである。

iwor イウル³ 神々の住む世界。具体的に云えば狩や漁の場、或は生活資料（衣料・食料・燃料・建築資材など）採集場としての山奥または沖合。
kim-un-iwor 山・の・狩場（或は採集場）；山奥。rep-un-iwor 沖・の・狩場；沖の漁場；沖合。（p.38）

ここで注目すべきは、彼がイオルを先ず「神々の住む世界」と一般的に規定し、さらによりその構造に立ち入って、山奥や沖合の「狩場」すなわち自分たちの生活に欠かすことのできない狩猟・採集の場所としていることである。このことから、アイヌにとってのイオルとは、カムイの住む世界すなわち自然界を、狩猟・採集という生活的側面から捉えた概念であるということが出来る。したがって上の知里幸恵の文章が描いた世界も、美文調の脚色が施されているとはいえ、まさにイオルを縦横無尽に駆け巡っていた、かつてのアイヌの生活ぶりを生き生きと映し出したものといえよう。

1. 3 『サルウンクル物語』、『萱野茂のアイヌ語辞典』に登場するイオルとしての川

前項における知里真志保（1956）によるイオルの規定では、「生活資料（衣料・食料・燃料・建築資材など）採集場としての山奥または沖合」となっているが、

知里自身もそれをイオルとして明示的に述べているわけではないにせよ、上記の「狩や漁の場」という表現から察するところ、川もまたイオルの範疇に入るべきものと考えていたと思われる記述が同書にも見られる。

pet ペツ 川。(中略) 我々の考え方からすれば、川は山に発して海に入るものであるが、アイヌはそれと反対に、川は海から上って山へ行く者と考えていた。(中略) 部落の近くを流れている川をさかのぼってサケ、マスをとったりクマやシカをとったりして暮らしていたころから、そういう生活に即して川はさかのぼって山へ行くものと云う考え方が自然に生まれて来たのである。(pp.90-91)

川上勇治は、日高地方の沙流川流域に伝承されてきた言い伝え（ウパシクマ）を集めた著書『サルウンクル物語』（1976）の中で、イオルとしての川（ペツ）について次のように描いている。

たとえば沙流川の各枝川の場合、ソウシベツはアバカアイヌのイオル（狩猟の場所）、シュクシュベツはイトンピヤのイオル、ユツルベシベはコウタロアチャボのイオルというぐあいに、全部イオルを定め区画を割り当ててあった。そしてひとりひとりが自分のイオルで自由に狩猟を続け、他人のイオルを犯すことなく、りっぱなイレンカ（掟）を持ち、それを守ってきた。守らないものがいれば、チャランケ（談判）を行い、それに負けた者にはきびしい体罰やつぐないがあった。アイヌの間にもりっぱに法律は生きていたのである。(p.48)

このようなイオルとしての川について、萱野茂は、自らが生まれ育った沙流川流域で母語として習得し、知里真志保もなし得なかった一地域の生活全般にわたるアイヌ語を収集したという意味で、アイヌ民族初の画期的な『萱野茂のアイヌ語辞典』（1996）のなかで、次のようなアイヌ語を収録している。

ペチイウ和 pet-iwor 魚を獲りに行く川、（川の）漁場。(p.398)

このアイヌ語には、川がアイヌにとって舟（チブ）による重要な交通路であったばかりではなく、まさに大切なイオルでもあったことが明示されている。

そしてこのような意味で川がアイヌにとって特別なものであったことは、萱野茂（1994）の次の言説にも見られる通りである。

沙流川は水量の豊かな川でありましたので、その昔は木材を流送していた時代がありました。(中略) 和人の人夫は小便をする場合、平気で川の中へしま

す。しかしアイヌ民族の人夫は、仕事から下半身がぬれてはいても、小便をするのにわざわざ川から上がって丘の方へいき、川を背にして小便をします。それを見て私は心密かに誇りに思いました。神を信じ自然を崇拝するアイヌ精神が、たとえ流送人夫といえどもここにあり、内地衆とは違うぞと心のうちで叫んだものです。(p.177)

1. 4 生命地域 (bioregion) としてのイオルとコタン

これまで見てきたように、アイヌにとってイオルとは、主たる食料であるサケをはじめとして、衣・食・住という基本的生活に必要なものをそこから獲得することによって、自らの生命を維持するために必須の活動領域であった。そして、アイヌとカムイが1. 1で述べたような対なる関係を有するものであることに対応するかのようには、カムイの主たる領域であるイオル⁴に対して、アイヌ(人間)の生活領域であるコタンがある。⁵それは、知里真志保(1956)によれば次のようなものである。

kotan コタン 部落；村。ただし、われわれの考える村と違って家一軒しかなくてもコタンであり、或る時期だけ仮住居するだけの場所でもコタンである。一時的にせよ永住的にせよ家の在る所をkotanと云うのである。(p.50)

したがって、先に取り上げた狩猟・採集の場であるイオルと人間が日常的に起居する場であるコタンとは、隣接しつつも互いに異なった空間として認識されていたと考えられる。

このイオルについて、国立民族学博物館教授・大塚和義は、萱野茂・田中宏(編(1999))のなかで、これとは異なる見解を表明している。

本来イオルというのは村空間みたいなもので、自分たちがそこで生まれ育ち、そこで結婚し生活し、そこで生涯を閉じるというもので、またそこで生活の糧を得たり、あるいはそこにお墓があったり、そこから先祖の供養をする場があったり、儀礼をする場があったり、熊送りのイオマンテをする場があったり、そういうものすべてを含んだ生活全体がイオルというふうに私は理解しております。(p.363)

しかし、この大塚のイオルの捉え方は、イオルのなかにコタンが存在するかのような解釈となり、これではイオルとコタンとの区別と連関がつかなくなり、これまで見てきたイオル本来の意味が薄らいで、コタンとは区別されるアイヌにとってのイオルの重要性が把握しがたくなってしまおうであろう。

イオルとコタンとは、以上のように明瞭に区別された概念であるが、これら2

つをおおよそ統合したものとして考えられるのが「生命地域」(bioregion)である。これは「生命地域主義」(bioregionalism)というアメリカに発するエコロジー思想の基礎をなす概念であるが、Michael Vincent McGinnis (ed.)(1999)で語られているその骨子は以下のごとくである。

In a modern context based on the separation of society from the natural world, bioregionalists stress the importance of reinhabiting one's place and earthly home. A bioregion represents the intersection of vernacular culture, place-based behavior, and community. Bioregionalists believe that we should return to the place 'there is', the landscape itself, the place we inhabit and communal region we depend on. (p.3)

このような意味で、イオルと日常生活領域としてのコタンとは、明治期以降の北海道開拓使による中央集権的市場経済体制に移行する前の、その地域の自然・社会・文化が有機的に連関した、ひとつの生命地域 (bioregion)を形成していたということができよう。

1. 5 アイヌの生存を支えたカムイ (自然)・イオルとの共生

アイヌにとってイオルとしての身の周りの自然 (=カムイ) は、彼らの生命を維持していくうえで欠かすことのできないものであったことは、これまで見てきた通りであるが、それだからこそイオルを破壊することなく保持すること、すなわちそこに住まうカムイたちとの共生 = 非敵対的・調和的結びつきが、アイヌによって意図的に保たれ、代々伝承されていたと云えよう。北海道大学教授(当時)・吉崎昌一は、アイヌがいかに自分たちのイオルを大切にしていたかを、萱野茂・田中宏(編)(1999)のなかで、「建設省における参考人意見陳述」というかたちで語っている。

生活上欠くことのできない重要な食料、神の贈り物のサケ(カムイチェブ)遡上が近づくと、河川を良好な状況に保つため、厳格なタブーが実施されていたこともよく知られている事実である。川べりにはえているニワトコ(ソコニ)やニガキ(シウニ)は早くから伐採除去され、さらにこれらの材を川に浸すことも厳禁されていたのである。(中略)河川の汚濁の原因の一つになる洗濯もサケの遡上する河川ではしないように注意されていた。とくに、腰巻きや下着を洗うことは厳禁で、これらの仕事はすべて河川につながらない沼や池でなされていたのである。また、サケの遡上中は、男性といえども川の近くで大声で話すことを遠慮していたことも知られている。(p.229)

また民族文化映像研究所所長・姫田忠義(1979)は、アイヌとカムイとの切実

な繋がりを次のように述べている。

万物にカムイの存在を感じる。しかしそれをただおそれあがめるだけでは、かつてのアイヌのひとびとは生きてはいけなかった。そのことは、シャモとよばれる他の日本人も同じことであっただろうが、より強く野生の動植物に生活の糧を求めつづけたアイヌの人びとには、それ相応の工夫が必要だったはずである。たとえば、イヨマンテの随所にみられるカムイの再生観とそのため工夫などがそうである。そこにみられるほど強いカムイの再生観とそのため具体的な工夫は、他の日本人社会ではみることができない。(p.54)

このようなアイヌのカムイとの共生意識が、近代的生活のなかで暮らしている私達の想像をはるかに超えたものであることを、萱野は萱野（他）（1997）のなかで、彼が参議院議員を務めていた当時の1994年11月9日における参議院環境特別委員会の発言記録として示してくれている。

○萱野茂君 水俣病という病気はまず魚に罹った。(中略) 病気に罹った魚、つまり水銀に汚染された魚や貝を食べた人々が魚や貝から水俣病を移された。病気になられた方々には誠にお気の毒なことで、心からお見舞いを申しあげる。(中略) 長い年月患者の方々が、文字通り心に串を刺される思いの苦しみの挙げ句、多少の金銭のやりとりで、人同士はやや納得した。言葉を持っている人間はお互いの意思を確かめ、形の上で一応の話はついた。けれども、言葉を持って人間に、チャランケ＝談判できない魚や貝は、どんなに苦しい思いをしていることだろう。(中略) お金を出した人、受け取った人、そのうち何人の方が魚に心からゴメンナサイと言ったのでしょうか。魚がこぶしを振り上げて人間に向かって行ったら、私、萱野茂というアイヌもこぶしを振り上げ魚と一緒に怒るし、怒りたい。(pp.190-191)

しかし、このような身の周りの自然たるカムイとの濃密な共生意識を育んでくれたイオルは、明治以降急激に崩壊していったのである。

2. イオルの解体によるアイヌの伝統的「精神・生活」文化の崩壊と自然環境の破壊

2. 1 明治政府によるイオル解体へと導いた諸方策とその影響

明治以降、本州からの移住者や民間資本による北海道開拓の方針を推し進めようとした中央政府が、様々な施策を諸々の規則等のかたちで繰り出すことによって、イオルをどのように次第に突き崩していったのかについて、後述する二風谷ダム裁判の原告側弁護団長・田中宏は、萱野茂・田中宏（編）（1999）のなかで簡

潔に要約している。

明治維新直後の政府は、アイヌ民族に対しては、民族浄化・民族抹殺の政策をとった。狩猟民族たるアイヌ民族に対し、アイヌが居住していた土地を無主地として取り上げ（1873年・地所規則）、木を切るな・木の皮を剥ぐな（1874年・山林仮規則）、アイヌの伝統的漁法を禁止し（1874年・鮭鱒規則）、鹿や熊の狩猟を禁じ（1879年・北海道鹿猟規則）、アイヌの伝統的習俗を禁止し、アイヌ語の使用も禁じた（1881年・布達）。このようにアイヌの生計の手段を全て奪い尽くし、生存を不可能とする過酷な政策がとられた。同時に文化的ジェノサイドでもあった。（p.57）

これらの明治政府によって次々と打ち出された諸規則等を、前節で取り上げたイオルのあり方と対照させてみれば、アイヌにとってのまさに生存の基盤であったイオルの崩壊していく過程が、ありありと想像できるであろう。

貝澤正（1993）は、身近な自分達のイオルが壊されていく姿を次のように描いている。

アイヌモシリとは、人間の住む静かな大地という意味である。（中略）

法律の中でも 1897 年制定の「国有未開地処分法」は、大資本と華族と政治家が、この大地を無償で手に入れるための法律であった。

私達の住んでいる裏山を、アイヌはニナルカ（薪をとる高台）と呼んでいたが、社有林となり薪をとると盗伐になってしまった。

アイヌの住んでいる周りの山は、アイヌの権利は認められず、国有林と社有林となっている。

「国有未開地処分法」も悪名が高く、1907 年廃止されたが、その時は既にアイヌモシリは大地主のものになっていた。（p. 104）

萱野茂（1990）は、鮭の密漁で父親が逮捕された出来事を語るなかで、アイヌ側から見た法律の理不尽さを訴えている。

アイヌは自然の法則に従い、その知恵を上手に利用していました。アイヌは、鮭にかぎらず鹿でも熊でも何の動物でも、狩猟民族であったからこそ、それらを絶やささないような知恵と愛情をもっていたのです。

シャモが作った鮭の禁漁などという法律は、鮭をあてにして生活してきたアイヌにとっては「死ね」というような法律です。アイヌにとっては悪い法、まるで「まだ羽の生えないひな鳥へ餌を運んでいる親鳥をなぐり殺すような」法律でした。（p.77）

2. 2 イオル喪失の象徴としての「北海道旧土人保護法」

このように、政府によるイオル解体の諸政策によるアイヌの生活への影響は過酷なものであったが、1899年公布の「北海道旧土人保護法」は、アイヌの伝統的生活文化がもはや存立不可能になったことを象徴する法律であった。そこでその条文に立ち入って、少し検討していきたい。⁶

第一条 北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ
一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得

この条文をそのまま字面だけ読めば、「土地一万五千坪以内」を「無償」で与えられるということであるから、実にアイヌにたいする温情あふれた法律のように感じられるかもしれないが、注目すべきは「農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ」という条件がそこに付けられていることである。これは、狩猟・採集民族であったアイヌを本州からの開拓移住者達と同じ農耕民へと転換させようという明確な意図を示すものであると同時に、前節で取り上げた諸政策により、アイヌのイオルでの自由な活動を不可能にしてしまったことへの、「保護」という美名を冠した対応策という側面をも有するものであり、そのような意味でこの法律は、明治政府によるイオル解体の総仕上げの役割をもつものであったと云えよう。

さらにこの法律の過酷さは、次の第三条に現れている。

第三条 第一条ニ依リ下付シタル土地ニシテ其ノ下付ノ年ヨリ起算シ十五箇
年ヲ経ルモ尚開墾セサル部分ハ之ヲ没収ス

先祖代々が農耕民であった大部分の本州からの移住者でさえ困難を窮めた北海道での農業が、生産形態を異にするアイヌに半ば強制的に求められたことについて、貝澤正（1993）は述べている。

2000年の農耕の歴史をもった日本人は産業とはすべて農耕だと思いこみ、寒地の北海道にそのまま持ちこみ、しかもアイヌに農業への転換を強制したことになる。長い歴史をもつ農耕民族さえも、馴れない寒さと条件の違った風土に耐えられず郷里に逃げ帰った。(p.238)

このように農業を行うにはあまりにも厳しい自然条件のなかで、本格的な農耕技術を伝承されていないアイヌ⁷が、「十五箇年」という期限を付けられて、その間に農業を始めるように求められても、それほど簡単にできるものではないことは容易に想像できるであろう。貝澤正（同上）は、この法律が「アイヌの歴史や実情をまったく無視したもの」だったとして、その一例を挙げている。

当時、厚岸湾の周辺で40戸ぐらいのアイヌが漁師をしていました。漁師をしていればアイヌはなんとか生活していけるのです。(中略)ところが「旧土人保護法」ができたとき、土地をただでやるからといって、厚岸湾で漁師をしていたアイヌをみんな山の中へ追いやってしまいました。山の中の土地は牧草ぐらいしかとれず、穀物はまったくとれないところでした。(中略)

こうして、土地を給与されてもほとんどのアイヌはそこから離れていくか、あるいは小作に出して出稼ぎに出ていくしかなかったのです。ですから、アイヌの土地に農地法が適用されれば不在地主ということで、給与地のほとんどが買収されてしまうことになるわけです。(pp.91-92)

ここにはまさに、「北海道旧土人保護法」適用の下で、自分達のイオルとしての海を失ったアイヌのひとつの典型的な姿が描かれている。

2. 3 イオルの解体によるアイヌの伝統的「精神・生活」文化の崩壊

以上のようなイオルの解体過程のなかで、アイヌの伝統的文化が失われていくあり方について、大塚和義は、萱野茂・田中宏(編)(1999)のなかで、アイヌの重要な食料であったサケの例を取り上げて述べている。

アイヌの人たちは明治以来、厳しい漁業権の剥奪にあってきました。そのためにアイヌの生活に重要なサケの捕獲ができなくなったわけですが、この規制によってアイヌの人たちは単にサケが食べられないということではなく、サケとともにあった文化が破壊されました。川に最初に上ってきたサケを捕獲した時に行われる「初漁の儀礼(アシリチェップノミ)」を行うことができなくなったのはもちろんですが、そうしたことによって、サケに捧げられる祈りや詞や儀礼用具の製作技術も失われたばかりでなく、重要なのは自然の恵みを人間に与える神々との共生というアイヌの精神世界がゆがめられ、失われるということになったのです。(p.340)

ここで大塚が指摘している、破壊された「サケとともにあった文化」とは、「初漁の儀礼(アシリチェップノミ)」に代表される「サケに捧げられる祈りや詞」や「儀礼用具の製作技術」、さらには「自然の恵みを人間に与える神々との共生というアイヌの精神世界」というようなアイヌの伝統的精神文化の側面を強調したものと云える。

しかしながら、イオルとともに伝承されてきたアイヌの伝統的文化という場合、その精神文化の側面と表裏一体である衣・食・住の生活文化の側面を忘れてはならないのである。このサケに関わる生活文化的側面については、吉崎昌一が、萱野茂・田中宏(編)(1999)のなかで、「マレック漁」などの伝統的漁法や萱野茂

らの収集による「サケの食べ方とサケ皮の利用の仕方」23種類をそれぞれのアイヌ語表現を含めて紹介している。(pp.229-231)

しかし、このようなアイヌの伝統的「精神・生活」文化は、イオルの崩壊とともに実質的には失われてしまったと云えよう。なぜならば、アイヌの伝統的文化は、前節で見てきたように周囲のイオルという場所的基盤をもって成立していたものであり、したがってイオルが失われれば、形式的・表面的には存続が可能であったとしても、それは実体的支えを失った単なる形だけのものと云えるからである。この点については3. でさらに検討したい。

2. 4 イオルの解体による自然環境の破壊と人々への被害

1. 5で検討したように、イオルはアイヌの生存基盤であるがゆえに、彼らはそこを構成するカムイたる自然を破壊することなく、自然との調和＝共生を常に心がけていたと云える。萱野茂(2000)は、そのようなアイヌの心構えをのべている。

自然そのものにアイヌは命の根幹をにぎられ、そしてゆだねていたのであり、必要最小限のみを採取し、大方は天然資源に手をつけずに利息のみを食べるように心がけてくらしていた。(p.94)

このようなアイヌの自然と調和した暮らしのなかに、2. 1で見た明治政府の諸施策が次々と導入されたことによるイオルの解体と併行して進行した農地の開拓が、自然と人々にもたらしたひとつの影響について、貝沢正(1993)は述べている。

川⁸の流域は肥沃なので、開拓者は川伝いに上流へ上流へと入植する。谷間の狭い所なので水辺まで木立を伐って畑にする。特に沙流川は急流なのと山は立っているので降った雨がどっと下流に流れる。明治31年の大水害は、人馬や人家に被害をもたらした。(p.204)

農業は、本来その土地に定着して持続的に営まれてきたものであるが、そのような先祖代々の伝統を携えて本州から開拓民として移住してきた人々が、土地の大切さを十分に理解しつつも、厳しくかつ慣れない風土での開墾を急ぐあまりに、自然との不調和をより大きくしてしまったということも云えるであろう。

さらに、大資本によるイオルの中の豊かな天然資源の採取が与えた被害についても、貝沢正(1993)は語っている。

明治30年に制定された「北海道国有未開地処分法」で雪の少ない日高地方

は牧場適地として大面積が無償で下付された。北海道庁の役人は、資本家や政治家の手先になって払い下げの検査ではいいなりになり、北海道の大地がどんどん資本家の所有となってしまった。(中略) 大径木を伐ったら次は木炭生産で山は丸裸になってしまった。沙流川周辺の山は荒いので、雨が降ると一度に流れ出して沿岸の畑を荒らす。(中略) 製紙工場・木材業者・製炭業者が山を荒らしたことによって、沙流川上流のアイヌは大きな損害を受けた。(pp.208-209)

このように、自然がイオルではない人々にとって、それは作物を生産したり、天然資源を獲得するための場所という役割しか持たなくなってしまうのであり、アイヌがイオルとの間に保ちつづけてきた非敵対的結びつきが失われた結果としての自然生態系の崩れとそれによる人々への様々な被害は、必然的なものであったと云えよう。

明治期からの農業・林業などの第一次産業、工・鉱業などの第二次産業の発展による北海道の開発がもたらした自然環境の破壊は、昭和期に入り、さらにリゾート開発などの第三次産業によって拡大していった。貝沢正(1993)は、次のようにこれらの過程を概括している。

こうして北海道は奥地まで開拓が進み、木を伐りつくし、地下の資源をほりつくし、河海の魚をとりつくすと必要はなくなったと鉄道を廃止した。残された人々は過疎に苦しめられると、過疎対策としてゴルフ場とスキー場の造成で最後の奥山国有林の木まで伐ろうとしている。北海道の良さは自然が残っているからだといわれているが、その自然も失われつつある。(p.212)

明治初期から始まったイオルの解体が、このような自然生態系の変容を拓げつつあったなかで、二風谷ダム建設に関わる裁判が起こされた。3. では、この裁判で提起されたアイヌの文化享有権について、これまで検討してきたイオルとの関連で考えていきたい。

3. アイヌの文化享有権とイオル～北海道(アイヌモシリ)の未来へ向けて

3. 1 二風谷ダム裁判判決における先住民族であるアイヌの文化享有権の認定

二風谷ダム裁判について略述すると、それは、北海道平取町・二風谷のダム建設予定地に土地を所有していた貝沢正と萱野茂がその土地の買収に応じなかったため、1989年2月、北海道収用委員会がその土地の権利取得裁決・明渡裁決(併せて収用裁決)を発したことに對して、両氏が行政不服審査請求・(収用)執行停止の申立を行ったにもかかわらず、1993年4月、建設大臣(当時)がこの申立を棄却したことによって、同年5月、萱野茂と貝沢正(1992年2月逝

去)の遺志を継いだ長男・貝澤耕一が提起した、収用裁決の取消を求める行政訴訟であった。⁹

ダム建設に関わる行政訴訟は、日本全国の様々な地域で行われてきたが、この裁判の特殊性は、民族とその文化享有権の認定が大きな判決の要となっていた点である。そして、1997年3月、札幌地方裁判所において画期的な判決が出されたのである。

まず先住民族の認定条件についての判決文である。¹⁰

先住民族とは、歴史的に国家の統治が及ぶ前にその統治に取り込まれた地域に、国家の支持母体である多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ少数民族が居住していて、その後右の多数民族の支配を受けながらも、なお従前と連続性のある独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会的集団であるといえる。(p.527)

このような先住民族の規定に基づいて、以下の認定がなされたのである。

アイヌ民族は、我が国の統治が及ぶ前から主として北海道に居住し、独自の文化を形成しており、これが我が国の統治に取り込まれた後もその多数構成員の採った政策等により、経済的、社会的に大きな打撃を受けつつも、なお民族としての独自性を保っているといえることができるから、先住民族に該当するといえるべきである。(p.509)

これは、アイヌを北海道の先住民族として初めて法的に認定したという点で、歴史的な判決と云える。

このアイヌの先住民族としての認定を前提として、その文化享有権の認定が以下のようになされたのである。

国は、先住少数民族であるアイヌ民族独自の文化に最大限の配慮をなさなければならぬのに、二風谷ダム建設により得られる洪水調節等の公共の利益がこれによって失われるアイヌ民族の文化享有権などの価値に優越するかどうかを判断するために必要な調査等を怠り、本来最も重視すべき諸価値を不当に軽視ないし無視して、本件事業認定をなしたのであるから、右認定処分は違法であり、その違法は本件収用裁決に承継される。(p.509)¹¹

明治初期からのイオル解体によって消滅していた、アイヌの文化享有権という人権の文化的側面に焦点が当てられたことは、判決文にも垣間見られるように、近年の国際的な各地域における様々な先住民族の権利を重視する動向に呼応した

ものであったが、次に、この文化享有権の内容にさらに立ち入って、検討を加えていきたい。

3. 2 二風谷ダム裁判判決が認定した文化享有権の「文化」とアイヌ新法

上記判決文を仔細に検討してみると、そこで「アイヌ文化」として認められているものは、「和人によるアイヌ文化への理解を助け、アイヌの人々自身の民族的帰属意識を再認識し得る意義を有」する「チプサンケ（舟おろしー筆者注）」の儀式や「ユオイチャシ跡」や「ポロモイチャシ跡」などの「民族の歴史を知る上での重要な遺跡」、「二風谷地域のアイヌの人々にとって神聖な地である」「チノミシリ（祈りの場所ー筆者注）」など、2. 3で検討したアイヌの精神文化に関わるものばかりである。¹²

しかし、先に検討したように、アイヌ文化という場合、それは本来的にその精神文化的側面と衣・食・住の生活文化的側面が一体となって、全体としてのアイヌ文化と云えるはずである。その意味でこの判決は、アイヌの文化享有権を認めた画期的な意義を有するものの、その文化の認定に関しては不十分なものと云わざるをえない。

この判決が出されたのと同じ年（1997年）の5月に、ほぼ100年間にわたり存続してきた「北海道旧土人保護法」が廃止され、新たに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（いわゆる「アイヌ新法」）が生まれたが、ここでも、次のようにアイヌ文化を一面的に捉えるにとどまっている。

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。¹³

さらにまた、このようなアイヌ文化に対する一面的な見方については、近年予算化され実現されようとしている「イオル（伝統的生活空間）の再生」事業の考え方にも共通したものが見られる。これは、1996年4月、内閣官房長官に出された「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書」に端を発するものであるが、その提言のなかでは、イオルを次のように捉えている。

伝統的生活空間の再生

アイヌ文化を総合的に伝承するため、アイヌの伝統的な生活の場（イオル）の再生をイメージし、様々な展示施設等を盛り込んだ空間を公園等として整備することが望まれる。¹⁴

ここでは一見するところ、アイヌの精神文化だけではなく生活文化をも再生しようという試みがなされようとしているかのようであるが、それは「様々な展示施設等を盛り込んだ空間を公園等として整備」するという形での、本来的ならぬ擬似的なイオル空間の創造にとどまっているという点では、精神的な意味合いが強いものと云えよう。

これら、アイヌ新法やアイヌの伝統的生活空間（イオル）再生事業の実現は、1994年8月に参議院比例区繰上げ当選によって国会議員となった萱野茂氏はじめ北海道ウタリ協会の方々、アイヌの諸権利の回復に協力せんとした多数の人々の大きな努力によるものであったことは、十分に評価せねばならないが、それでもなお、イオルを基盤として歴史的に形成・伝承された精神・生活文化としてのアイヌ文化の総体性という根本的な視点を忘れてはならないと思われる。

この点について、ニ風谷ダム裁判の審理過程においても、1993年7月に起草された「先住民族の権利に関する国際連合宣言草案」が取り上げられているが、その第二六条は、以下のようになっている。

第二六条 先住民族は、自己が伝統的に所有し、又はそれ以外で占有もしくは利用してきた土地の総合的環境、大気、水域、沿岸、海氷、動植物その他の資源を含む、土地及び領域を所有し、開発し、管理し及び使用する権利を有する。¹⁵

これはまさに、先住民族が生活の基盤としてきたイオルとしての領域を、その土地にたいする権利として述べたものと云える。そしてそのような土地的基盤があってこそ、本来的・総体的な意味での先住民族の文化と云えるのである。

3. 3 貝澤正・萱野茂二人のエカシ（長老）が遺してくれたもの

ニ風谷ダム裁判判決は、以上のように、北海道の先住民族としてのアイヌの文化享有権を一面的ながらも認定したという点で、その後のアイヌ文化の振興に大きく寄与したもの云えるが、ここでは、アイヌとイオルについて、貝澤正・萱野茂二人のエカシが、今日の私達に問いかけたものについて考えてみたい。

貝澤正（1993）は、アイヌ文化を自然保護の思想と関わらせて、次のように語っている。

生活の中で、自然を大切にし、自然とともに生きるというのが、アイヌ文化の基本だからね。やっぱり失われていく北海道の自然というものを、アイヌ文化を通して見直していく、それが社会に対しての呼びかけだろうし、北海道を守る大きな基本になるんでないだろうか。アイヌ語を学ぶだけでなく、アイヌが自然を大切にするという文化を広めていくというのが、やっぱり自然保護の

精神につながっていくんでないだろうか。アイヌだけの問題でなく、北海道の住民の全部の問題として、北海道の自然をみつめ、アイヌ精神を通して自然を見直していく、これならば訴える価値もあるだろうし、賛成も得られるんでないだろうか。日本人にも共通した問題の解決になるんでないかと思う。

(pp.250-251)

ここで語られている「自然とともに生きる」とは、単に自然を保護するというだけの思想ではなく、「北海道の自然というものを、アイヌ文化を通して見直していく」ということばからも明らかのように、イオルとしての身の周りの自然とともに生活するという、私達の生活そのものへの問いかけであるように思われる。

萱野茂（2000）は、イオルの自然（カムイ）と共生しながら暮らしていたアイヌが伝えてきたひとつのことばについて語っている。

私たちアイヌ民族の間でこのたぐいの話¹⁶をどのように見、どのようにいうのかというと、カントオロワ ヤクサクノ アランケブ シネブカ イサム（天から役目なしに降ろされたものは一つもない）というのである。（中略）からすは山の掃除屋でどんなものの死骸でも食べてくれ、アイヌの狩人に獲物のいる場所の上を巡回しながら、ここだよ、ここだよ、といわんばかりに教えてくれる。（中略）まさに自然と人間は共生するものであることを、現代に生きる私たちは忘れていないだろうか。（pp.228-230）

これは、「自然と人間は共生するものである」ことを実感・実体験として理解することが、アイヌのように、自然を単なる物理的な存在としてではなく、イオルとして、身近で切実なものとして捉えるのでなければ困難であることを教えてくれていると云えよう。

貝澤正と萱野茂は、ニ風谷ダム訴訟を含め、アイヌの諸権利回復のために相携えて闘ってきた二人のエカシであったが、ただ権利を主張するのではなく、このように、アイヌの視点から私達の生活のあり方そのものを問いかけてくれているように思われる。そこで最後に、この問いかけに対してどのような対応が可能であるのかを考えていきたい。

3. 4 イオルの新たなかたちでの再生に向けて～北海道（アイヌモシリ）の未来

2005年6月、我が国の食文化の危機的状況を反映したものといえる「食育基本法」が制定された。これは、その前文によると「国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており」「豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多

様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。」¹⁷という問題意識から生まれたものであるが、その対策としては、「豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。」とされている。

このような日常的な食のあり方にたいする取り組みが、法律として出された背景には、我が国の食料自給率が、カロリーベースで1960年代の80%近くから40%にまで落ち込んでいるという現状がある。¹⁸ 因みに、主要先進国では、日本が最低の食料自給率である。¹⁹ これでは独自の食文化を維持することは困難であろう。

ここで北海道の食料自給率を見てみると、他の都府県を圧倒して200%前後をずっと維持していることが分かる。²⁰ しかしこれは、北海道の住民が、北海道で生産された食材のみで100%食生活を送っていることを意味するものではないことは、北海道でも牛肉、小麦粉、大豆その他の輸入品で溢れていることから明らかであろう。

さてそこで、上の条文で謳われている「豊かな食文化の継承及び発展」、「環境と調和のとれた食料の生産及び消費」について考えてみると、これはまさにアイヌの人々が身の周りのイオルを基盤として実現してきたものであり、「食料自給率」にいたってはほぼ100%であったであろう。このようにイオルとは、衣・食・住という基本的生活要素の中でも第一義的な食という生存の要をとくに直接的に支えた場であって、換金作物の生産という間接的に生活を支える場ではなかったものであり、それだからこそ、より切実に自然環境としてのイオルとの調和が図られたのであろう。

このようなアイヌとイオルとの結びつきが示唆することは、全国的にも自然・食べ物が豊かであるといわれる北海道にあって、そこを新たな意味でのイオルとして、すなわち私達の生存を直接支える場として見直していくことではないであろうか。もちろんこれは、ただ道産品の愛用に心がけるということだけではなく、それも大切なことではあるが、より重要なことは、イオルとしての北海道の自然の恵みと直接的に関わるような生き方を追求していくことであり、そのなかで、イオル（自然）との共生の精神が育まれていくことであろう。

さてここでは、これからの食のあり方について考えてきた。しかし、イオルは衣と住を支える場でもあったのであるが、北海道を衣と住を支えるイオルとして再生していくことは、現状では食の場合よりはるかに困難であろうと思われる。これは、木材の国内自給率が現在20%を割っており²¹、衣料品については、巷に主に中国からの輸入品が溢れていることから明らかであろう。それほど私達は、現在身の周りの自然から生活的には遠く離れてしまったということであろう。

最後に、北海道（アイヌモシリ）の未来について考える場合、アイヌの人々のイオルに関わる権利を可能なかぎり認めていく必要があると考える。これは、先に検討した、伝統的生活空間（イオル）再生事業のように擬似的なものではなく、

アイヌの共有財産というかたちで、本来の意味でのイオルを少しずつでも拡大していくことである。これこそが、イオル（自然）との共生の精神を教えてくれたアイヌの人々との共生を真に実現していく途であり、ニ風谷ダム裁判で認定されたアイヌの文化享有権を総体として実現するものであると考える。

謝辞

*本稿を故・萱野茂氏と故・貝澤正氏捧げます。萱野氏は、1998年以來筆者が師と仰ぎ、本学の客員教授プロジェクト等を通して、真のアイヌプリ（アイヌ風）の精神を身をもって学ばせていただきました。貝澤氏は、生前お目にかかれなかったことは実に残念ですが、ご子息の耕一氏を通して、その偉大さとお人柄に感銘しておりました。あらためて、お二人のご冥福をお祈り申し上げます。

注

- ¹ iworに対応するカナ表記では、萱野(1996)のように「イウワ」のようなものも見られるが、ここでは、より一般的に用いられている「イオル」に統一した。
- ² ここで「→萱野」とあるのは、萱野(1996)から、「→知里」とあるのは、知里真志保(1976)から、それぞれ筆者が引用したアイヌ語であり、カムイの広範な意味領域を示すために参考に供したものである。
- ³ これは知里真志保独特のカタカナ・ひらがな混在の表記方法であるが、ひらがな(ここでは「う」)の部分がアクセントの位置を示すものである。
- ⁴ 知里真志保(1956)には、「iwor-kor-kamuy [イオルコルカムイ] 山奥を・支配する・神(クマを云う)。(p.38)」という記述が見られる。
- ⁵ 人間に対する自然一般であるカムイは、当然ながらイオルにだけではなく、コタンにも存在するものである。たとえば萱野(1996)には、チセコロカムイ(家の守り神)やコタンコロカムイ(村の守り神=シマフクロウ)のような語が見られる。
- ⁶ 「北海道旧土人保護法」(1899)の条文は、萱野茂(他)(1997)の「資料編」で紹介されているものに拠る。(p.300)
- ⁷ アイヌが素朴な形態での畑作を行っていたことは、貝澤正(1993)の以下の記述にも見られる。それまでのアイヌの農業は、住んでいる高台の周囲に僅かの自給食料を作付けし、離れた所では、河の流域で増水によって沈殿した泥土に春先ヒエの種子を蒔き除草もせず、秋には雀のとびたつた場所でヒエ畑を確かめ収穫して副食にした。(p.202-203) 要するに、主食生産形態としての農業ではなかったということである。
- ⁸ ここでは、日高地方の沙流川のこと。
- ⁹ この裁判の詳しい経過・内容については、萱野茂・田中宏(編)(1999)を参照されたい。
- ¹⁰ 以下の判決文の引用は、すべて萱野茂・田中宏(編)(1999)に拠る。
- ¹¹ このように収用裁決は違法とされたものの、この時すでにニ風谷ダムは完成し、湛水されていたために、「事情判決」としてダム自体は残されたのである。
- ¹² 萱野茂・田中宏(編)(1999)、p.509参照。
- ¹³ この条文は、萱野茂(他)(1997)の「資料編」で紹介されているものに拠る。(p.292)
- ¹⁴ この提言の文章は、萱野茂(他)(1997)の「資料編」で紹介されているものに拠る。(p.270)
- ¹⁵ この条文は、萱野茂(他)(1997)の「資料編」で紹介されているものに拠る。(p.259)
- ¹⁶ 中国で毛沢東の命令によりいっせいにスズメ駆除をしたところ、かえって虫害が多くなったという話。
- ¹⁷ 食育基本法の条文は、<http://www.e-shokuiku.com/kihonhou/index.html> に拠る。
- ¹⁸ 食料自給率の推移については、<http://www.kanbou.maff.go.jp/www/fbs/dat/2-5-1-2.xls> に拠る。
- ¹⁹ 主要先進国の食料自給率の推移については、<http://www.kanbou.maff.go.jp/www/fbs/dat/2-5-2-1.xls> に拠る。
- ²⁰ 北海道の食料自給率の推移については、<http://www.kanbou.maff.go.jp/www/jikyuu/pref/ws2.xls>

に拠る。

^{2 1} 木材自給率の推移については、http://www.minnanomori.com/use/u_info01/u_101.html に拠る。

参考文献

- 貝澤正『アイヌわが人生』、岩波書店、1993年
- 萱野茂『アイヌの碑』（文庫版）、朝日新聞社、1990年
- 萱野茂『妻は借りもの—アイヌ民族の心、いま』、北海道新聞社、1994年
- 萱野茂『萱野茂のアイヌ語辞典』、三省堂、1996年
- 萱野茂（他）『アイヌ語が国会に響く（萱野茂アイヌ文化講座）』、草風館、1997年
- 萱野茂、田中宏（編）『アイヌ民族ト。ン叛乱・二風谷ダム裁判の記録』、三省堂、1999年
- 萱野茂『アイヌ歳時記』、平凡社、2000年
- 川上勇治『サルウングル物語』、すずさわ書店、1976年
- 知里真志保『知里真志保著作集・別巻1』、平凡社、1976年
- 知里真志保『地名アイヌ語小辞典』（復刻版）、北海道出版企画センター、1984年
- 知里幸恵（編）『アイヌ神謡集』（復刻版）、知里真志保を語る会、2002年
- 中川裕『アイヌの物語世界』、平凡社、1997年
- 姫田忠義『イヨマンテ—熊おくり（民族文化資料第5集）』、民族文化映像研究所、1979年
- C・ハミルトン（編）『北米インディアン生活誌』、社会評論社、1993年
- Michael Vincent McGinnis (ed.), *Bioregionalism*, Routledge, 1999

執筆者紹介

所 属：室蘭工業大学・共通講座（言語科学講座）

専門分野：言語学、民俗学

Eメール：pine@mmm.muroran-it.ac.jp